マンションで感染者 備えは

申し出・周知 管理組合でルール

マンションの住民が新型コロナウイルスに感染したら、どうすればいいのか。エレベーターや集会室といった共有部分から感染が広がり、クラスター（感染者集団）が発生するのではないかと心配する声もある。感染の第2波が懸念される中、住民でつくる管理組合は予防も含めて次善の策を考えてもよさそうだ。

神戸市長田区のマンション「高取台サンハイツ」の管理組合に4月中旬、危機対応室が設置された。組合役員ら6人がメンバー。住民が感染した時の対応を担う窓口だ。

4月7日に東京都、大阪府など6都府県とともに緊急事態宣言が出された兵庫県。外出自粛が要請され、日に2桁の感染者が明らかになった。

「もしマンションで感染者が出たらどうするか」。高取台サンハイツは築45年、入居する90戸の半数が65歳以上の高齢者世帯。管理組合は対策を急ぐことにした。

全戸へのアンケートもふまえ、感染者が出た時のルールを定めた。感染者本人や家族が危機対応室長に申し出る。本人の同意を得た後、同室が氏名や部屋番号を伏せたまま、住民が感染したことを記したビラを全戸に配る。住民はその情報を外部に漏らさない――と決めた。

高齢者の見守り活動を毎日するなど、住民同士の結びつきは強い。組合理事長兼室長の三ケ本義文さん(77)は「重要な個人情報に絡む難しい判断だったが、絶対に感染者を『悪者』にしないことにしている。普段から住民同士の信頼関係があったからこそできた」と話す。

約1100世帯が暮らす川崎市高津区のマンション「パークシティ溝の口」も4月、管理組合と自治会、管理会社でつくる対策本部が「感染したら管理会社に連絡」とルール化した。

連絡を受けた対策本部は本人の同意を条件に、感染者が出たことをマンション内の掲示板で周知する。マンション内の消毒が必要になれば業者に依頼。自宅待機が必要になった住民には買い物や行政への連絡などの生活支援も考えている。

対策本部を立ち上げた住民の山本美賢さん(56)は「不確かな情報が広がり、感染者が悪者扱いされることが一番の懸念。あらかじめルールを決めておくことで相談しやすい環境を作り、感染拡大の防止にもつながると考えている」。

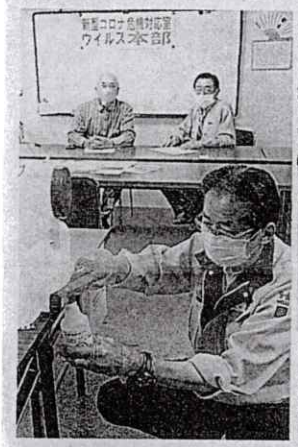

右高取台サンハイツでは、感染予防のために管理人や住民がエレベーター内や階段の手すりなどを消毒している＝右管理組合が住民に無料で消毒液を提供している＝いずれも5月14日、神戸市長田区、阪田隼人撮影

自治体頼れず 対応どこまで

マンションにおいて、良好な住環境を維持する業務を担うのが管理組合だ。通常、マンションの管理規約に感染症対策を求める具体的な記載はないとみられるが、管理組合はどこまで対応すればいいのだろうか。

国土交通省市街地建築課は「（国の）対応指針は特段ない。個々のマンションでよく協議し、対応を決めて頂きたい」との立場だ。

感染者が出た場合について、マンション管理に詳しい香川希理弁護士（東京弁護士会）は「氏名や部屋番号を住人に知らせることは厳禁」としたうえで、「本人の同意を得た場合は、個人を特定しない範囲で周知し、消毒などの感染拡大防止策をとることはあって良い」と話す。

ただ、実際には「できることは限られている」と考える管理組合は多い。

福岡県のあるマンションの副理事長は4月、住民の1人が感染者の濃厚接触者になったと聞いた。この住民が特定されることを懸念し、口外しなかった。ただマンションで感染が広がるのではないかと気になったため、本人と同居する家族に共用施設を使わないよう求める通知文だけ送った。

基本的には自治体を頼れない。3月に感染者が明らかになった北海道旭川市のマンションでは、理事長が市保健所に消毒を依頼したが、かなわなかった。感染症法は、感染の蔓延が防げないとなった場合は自治体が消毒できると定めているが、「消毒の判断や実施主体は原則、管理組合になる」（同市保健所）からだ。

NPO法人・全国マンション管理組合連合会の水島能裕副会長(73)によると、感染対策をめぐって役員同士の関係が悪化し、理事長が退任した例もあるという。「感染拡大への危機感も人それぞれで、手順を踏まずに強引に進めれば亀裂を生む。予防策を徹底するのが現実的ではないか」

感染者が出た場合のルールがある神戸市と川崎市のマンションは、具体的な予防策も取り決めている。

組合役員や住民、管理人が交代で毎朝、エレベーターの押しボタンや階段の手すりを消毒（高取台サンハイツ）▽エレベーターは譲り合いながら1人ずつ乗る（同）▽エレベーターのボタンに触れるときはロビーの消毒液で手指を消毒（パークシティ溝の口）▽ロビーで長時間の滞在や会話を控える（同）、などだ。

予防策について、さくら事務所（東京）のマンション管理コンサルタント土屋輝之さんは「管理会社との相談も重要」と指摘。掃除業務を減らし、代わりに共用部分を消毒してもらう。管理会社とそんな話し合いもできるのではないかという。

マンションの防災に詳しい防災ネットワーク研究所の本瀬正和代表は「感染の事実が発覚して慌てて対応を考えるのはトラブルの種。管理組合の理事会で予防策から感染後を含めどこまで対応するのかを事前に決め、住民や管理会社と共通認識を持っておくことが望ましい」と話している。

（阪田隼人）